

## 平成 19 年度 病院への立ち入り検査結果について

### 立ち入り検査とは？

横浜市では、法令で病院に義務付けられている、安心・安全な医療を提供するための体制が整っているかどうか、毎年市内すべての病院(平成 19 年度は 136 施設)を訪問し、幅広い項目について検査を行なっています。基準を満たしていないようなものがあれば、改善するよう必要な命令、指導を行なっています。

### 立ち入り検査結果の概要は次のとおりでした（対象市内 136 施設）

※ %は、市内病院のうち、基準を満たしていた病院の割合です。

#### 医療従事者充足率(主な職種)

医師	96.3%
看護師	98.5%
薬剤師	99.3%

#### 解説と指導のポイント

医療法では病院の患者数に応じて必要な医師数、看護師数等が定められています。全国的な医師不足の中、市内病院では、全国平均(平成 17 年度)の医師充足率 83.8%を大きく上回っていました。また、薬剤師でも、全国平均の薬剤師充足率 90.7%を上回っていました。しかし、看護師では、全国平均の看護師充足率 99.3%を若干下回っており、配置基準を満たしていない病院には、募集の徹底など、改善を指導しました。

#### 医療事故防止のための安全管理体制(主な項目)

安全管理指針作成	94.1%
安全管理委員会設置	97.1%
医療事故防止に向けた職員研修実施	91.2%

#### 解説と指導のポイント

近年、医療事故が注目され、より一層の事故防止対策が求められています。そのため、国は医療法を改正し、病院に様々な医療事故防止のための安全管理体制の構築を義務付けました。その柱となるのが、病院の医療事故防止に向けた取り組みの方向性を定めた安全管理指針の作成、医療事故防止対策を検討する安全管理委員会の設置や、職員への研修です。それらが未整備な病院に対して指導し、指導後はすべて改善されました。

### 院内感染防止対策(主な項目)

院内感染対策指針作成	74.3%
院内感染対策委員会設置	97.1%
院内感染防止に向けた職員研修実施	84.6%

#### 解説と指導のポイント

従来、院内感染対策は、それぞれの病院で取り組まれていました。平成 19 年度に行なわれた医療法改正により、新たに病院の院内感染対策の方向性を示した指針の作成、院内感染対策を総括する委員会設置や、職員への研修等の院内感染対策体制整備が義務付けられました。義務付けられた初年度にもかかわらず、多くの病院が取り組んでいましたが、それらが未整備な病院に対して指導し、指導後はすべて改善されました。

### 医薬品の事故防止のための安全管理体制(主な項目)

医薬品安全管理責任者の配置	94.9%
医薬品の安全使用のための手順書作成	94.9%
医薬品の安全使用に向けた職員研修実施	100.0%

#### 解説と指導のポイント

平成 19 年度に行なわれた医療法改正により、従来から行なってきた医薬品の適正管理の内容を大幅に強化し、新たに病院の医薬品の安全管理を推進する医薬品安全管理責任者の配置や、医薬品の安全な取り扱いを定めた手順書の作成など、事故防止対策が義務付けられました。それらが未整備な病院に対して指導し、指導後はすべて改善されました。今後は、手順書に基づいた安全な医薬品取り扱いの継続的な実施が重要です。

### 医療機器の事故防止のための安全管理体制(主な項目)

医療機器安全管理責任者の配置	89.0%
医療機器の安全使用に向けた職員研修実施	99.3%

#### 解説と指導のポイント

平成 19 年度に行なわれた医療法改正により、従来の医療機器の適正管理に加え、新たに病院の医療機器の安全管理を推進する医療機器安全管理責任者の配置など、医療機器の事故防止対策が義務付けられました。それらが未整備な病院に対して指導し、指導後はすべて改善されました。今後は、医療機器安全管理責任者が、継続的に病院のそれぞれの特徴に応じた安全対策を管理、推進していくことが重要です。

## 医療従事者の接遇、マナー向上の取り組み(横浜市独自の調査項目)

接遇、マナー向上の取り組みを実施している 75.7%

### 解説と指導のポイント

近年、医療従事者の接遇やマナーが原因で、患者とのコミュニケーションに問題が生じ、トラブルとなるケースが知られています。今年度、横浜市では独自の項目として、病院における接遇、マナー向上の取り組み状況を調査しました。取り組んでいなかった病院には、接遇向上が、患者・家族とのコミュニケーション向上につながることを伝えました。また、接遇研修等を実施している病院でも、医師が参加していないなど、参加職種に偏りがある場合には、多くの職員の参加の重要性を伝えました。

### まとめ

安心・安全な医療への市民の関心が年々高まっていることから、医療事故防止などの病院の安全管理体制が重要視されています。そうした中、国も医療法を改正し、病院の医療安全の向上に向けて各種取り組みの強化を義務付けました。

これを受け、19年度の横浜市の立ち入り検査では、特に安全管理体制面の取り組み状況に対する指導を徹底しました。その結果市内のすべての病院で、安全管理体制が整いました。しかし、医療法で求められている安全管理体制は、安全管理の基礎、土台であり、今後は、それらを生かし、それぞれの病院の特性に応じた取り組みの充実が期待されます。